

判決年月日	平成24年6月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10266号		

○発明の名称を「衝突回避半二重方式通信システム」とする発明の拒絶査定に対する不服審判請求の不成立審決について、「カウントダウン衝突タイマー」及び「カウントダウンタイムアウトタイマー」の技術的意義を誤解するものであって、これを前提とした容易想到性判断にも誤りがあるとして、審決が取り消された事例

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「衝突回避半二重方式通信システム」とする発明について拒絶査定を受け、これに対し、不服審判の請求をしたが、同請求は成り立たないとの審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、以下のとおり判示して審決を取り消した。

すなわち、本願発明は、半二重方式通信システムにおいて、カウントダウン衝突タイマーが満了していない場合にだけ、第2のメッセージが通信装置に送信されるとともに、カウントダウンタイムアウトタイマーにより、第1のメッセージが到達しない場合に、待ち状態を中断して無制限に待ち状態となることが防止されるものである。他方、引用例においては、第1のメッセージが送信されるまで第2のメッセージの即時の送信が禁止されるものと認められるものの、第1のメッセージが到達しない場合の待ち状態の解消のための本願発明の構成については、記載も示唆もない。そうすると、ある時間期間において信号の送信を制限するに当たり、該時間期間において起動し満了するタイマーを設定し、該タイマーの動作中には信号の送信を制限し、該タイマー満了後に信号の伝送を許可する手段を用いることが、当該技術分野において常套手段であり、引用発明において第1のメッセージが送信されるまで第2のメッセージの即時の送信を禁止することに替えて、上記常套手段を適用したとしても、本願発明のように、カウントダウン衝突タイマーが満了していない場合にだけ、第2のメッセージが通信装置に送信され、カウントダウン衝突タイマーが満了し、第1のメッセージが繰り返される場合に、カウントダウンタイムアウトタイマーをタイムアウト期間に設定し、それにより、予期されている繰り返しメッセージが到達しない場合に、無制限に待ち状態となることを防止することについて、容易に想到することができたとはいえない。審決は、本願発明では、所定の時間後の第2のメッセージを、第1のメッセージと衝突を起こすことがなくなるまで即時の送信が許可されないようにするに当たり、カウントダウンタイムアウトタイマーを設けて、第1のメッセージが繰り返し送信される時間期間に該カウントダウンタイムアウトタイマーを動作させて第2のメッセージの即時の送信を禁止すると認定し、引用発明において第1のメッセージが送信されるまで第2のメッセージの即時の送信を禁止することに替えて、上記常套手段を用いることにより、所定の時間期間後に起動し第1のメッセージが送信されるまで動作するタイマ

ーを設けて、第2のメッセージの即時の送信を禁止する構成に想到することは容易であると判断するが、本願発明は、カウントダウン衝突タイマーが満了しない場合にだけ、第2のメッセージが通信装置に送信されるとともに、カウントダウンタイムアウトタイマーにより、第1のメッセージが到達しない場合に、待ち状態を中断して無制限に待ち状態となることが防止されるのであって、第2のメッセージの送信の可否がカウントダウンタイムアウトタイマーによって決定されるものではない。審決は、本願発明におけるカウントダウン衝突タイマー及びカウントダウンタイムアウトタイマーの技術的意義を誤解するものであって、失当である。